

経済建設委員会記録

1 日 時 令和3年12月10日(金)
午前 9時59分 開会
午前11時10分 閉会

2 場 所 第3委員会室

3 出席委員 委員長 田 窪 秀 道 副委員長 伊 藤 嘉 秀
委員 合 田 晋一郎 委員 井 谷 幸 恵
委員 伊 藤 謙 司 委員 藤 原 雅 彦
委員 伊 藤 優 子 委員 山 本 健十郎

4 欠席委員 な し

5 説明のため出席した者

・市長 石川 勝 行

・企画部

技術監 篠原 守 昌

・経済部

部長 宮崎 司 総括次長(産業政策推進監) 高本 光

次長(農地整備課長) 村上 光昭 産業振興課長 松原 広

産業振興課参事 大谷 寛 地域交通課長 神野 幸彦

地域交通課長主幹 安永 亮浩 農地整備課技幹 鳥嶋 武彦

・建設部

部長 三谷 公昭 総括次長(建築住宅課長) 神野 宏

技術監 宮本 道郎 道路課長 高橋 宣行

道路課技幹 亀井 英明 河川水路課長 玉井 和彦

・農業委員会事務局

農業委員会事務局長 藤田 和則 農業委員会主幹 近藤 明美

・港務局事務局

港務局事務局長 河端 晋治 港湾課長(港湾管理課長) 山下 武

・上下水道局

局長 秋月 剛 総括次長(企業経営課長) 神野 賢二

次長(企業総務課長) 高橋 司 企業総務課主幹 真鍋 達也

下水道建設課長 玉井 和彦 下水道建設課参事(下水処理場長) 藤田 康弘

6 委員外議員 片平 恵美 議員

7 議会事務局職員出席者

議会事務局次長 飯尾 誠二 係長 神野 瑠美

8 本日の会議に付した事件

別紙付託案件表のとおり

9 会議の概要

○ 開 会 午前9時59分

●田窪委員長：開会挨拶

○石川市長：挨拶

◎農業委員会事務局関係

◇議案第74号 令和3年度新居浜市一般会計補正予算（第8号）

○藤田農業委員会事務局長：説明

< 質 疑 > なし

*後刻一括採決

休憩 午前10時03分／再開 午前10時05分

◎港務局関係

◇議案第74号 令和3年度新居浜市一般会計補正予算（第8号）

○山下港湾課長：説明

< 質 疑 > なし

●伊藤謙司委員：破損した照明とはどのようなものか。

○山下港湾課長：中須賀事務所の横の物揚げ場の照明である。海が近いので照明柱に腐食があり、台風が強風により倒れたものである。

*後刻一括採決

休憩 午前10時07分／再開 午前10時09分

◎経済部関係

◇議案第62号 市有財産の売却について

○松原産業振興課長：説明

< 質 疑 >

●藤原委員：新工場を建設するということだが、それに伴い新たな雇用が生まれるか。

○松原産業振興課長：立地申請に当たって提出いただいた事業計画書の中の雇用計画によると新たに10人の従業員を採用する予定である。

●井谷委員：売却価格はどのように決めたか。

○松原産業振興課長：工業用地売却に当たっては新居浜市工業用地の立地に関する規則で立地企業の決定方法や分譲価格について規定している。原則、用地の造成に要した金額から分譲価格を算出するが、本案件の垣生工業用地については従前漁業関連用地として造成された状態にあったことから今回の造成に要した費用は非常に安価で済み、近隣地域の売買標準価格と比較して著しく差があった。このような状況を踏まえ、同じく規則の中で造成に係る費用と近隣の価格差がある場合、不動産鑑定士が評定した鑑定評価額を基準として分譲価格を決定することができるとなっているため、今回この不動産鑑定士の鑑定評価額を活用し、平米あたり1万6,200円と価格を決定したものである。

●伊藤謙司委員：もともと漁協として活用していた場所だが、南側を広く開けている部分は漁協として使用するのか。

○松原産業振興課長：一部を今回企業用地として造成したので、残りの南半分は漁業関連用地として活用していく予定である。

●伊藤謙司委員：漁協として活用するならば、入り口は確保できているか。

○松原産業振興課長：位置図の右端に進入路を作っており、西側からも進入が可能となっている。

●伊藤優子委員：漁業関連用地として整備された際の金額は反映されているか。

○松原産業振興課長：今回は鑑定評価額を活用しているため、造成にかかった費用は価格に反映していない。

< 討 論 > なし

< 採 決 > 全会一致 原案可決

◇議案第63号 土地改良事業の施行について

○村上経済部次長（農地整備課長）：説明

< 質 疑 >

●井谷委員：概算事業費1億円の主なものを教えていただきたい。

○村上経済部次長（農地整備課長）：1億円の内訳はボーリング調査及び現地測量に係る測量試験費、令和5年度から工事に入るが、令和5年度はため池の堤体の本体の改修及び取水施設の改修を行う。令和6年は引き続き堤体改修を行うのと、大雨の時にため池に水が入ってくるので堤体を壊さない範囲で水を流す安全施設である洪水吐を造る。令和7年度は堤体の法面保護工事をする予定となっている。費用は令和4年度測量試験費が1,500万、令和5年度堤体及び取水施設が4,000万円、令和6年度堤体と洪水吐が3,200万円、令和7年度法面保護が1,300万円、トータルで今のところ1億円程度を予定している。

●合田委員：東側は県道に接しているが、県道は改良済みか。

○村上経済部次長（農地整備課長）：県道沿いにも堤体があるが、堤体がだいぶ痩せているので今の堤体より内側に堤体を拡幅した状態で改修工事を行う予定であるため県道は同じようにずっと改修をやっていく予定。

< 討 論 > なし

< 採 決 > 全会一致 原案可決

◇議案第74号 令和3年度新居浜市一般会計補正予算（第8号）

○高本経済部総括次長：説明

< 質 疑 > なし

*後刻一括採決

◇議案第75号 令和3年度新居浜市渡海船事業特別会計補正予算（第1号）

○高本経済部総括次長：説明

< 質 疑 >

●井谷：人事院勧告による削減は何人分か。

休憩 午前10時34分／再開 午前10時34分

○伊藤人事課主幹：正規職員8名分が人勧の対象となっている。

●伊藤謙司委員：1億9,400万円は前年度と比較して増えているか。

○神野地域交通課長：令和2年度の決算額は2億3,241万8,568円である。今年度の予算が補正後1億9,400万円余りということで、3,800万円ほど減額になっている。ただ、昨年度については大島の浚渫工事をしたため例年よりも総事業費が多くなっているが今年度はその浚渫工事がなかったため、例年通りの約1億9,400万円となっている。

< 討 論 > なし

< 採 決 > 全会一致 原案可決

◇請願第8号 種米価の暴落阻止のため過剰在庫の市場隔離と生活困窮者への食料支援を求める意見書の提出方について

<意見・討論>

●井谷委員：食糧と健康を守る会、愛媛食健連から出ている。コロナ禍が長期化する中で米の受給環境が悪化しており、全国の小中高の一斉休校や、緊急事態宣言などで外食が激減したこと、貧困の拡大で米が売れないなど、今大豊作ではないのに米が余ってダブっている状態である。趣旨にあるように米の生産費は1俵が1万5,000円平均ないとやっていけない状態だが愛媛県では1万9,000円から2万円だそうである。一方で去年はなんとか1万2,000円だったが、今年は9,000円から1万円、来年にはもっと下がると予想されている。1俵9,000円では米作りは続けられない、大規模な農業もやっていけないということである。高齢化と後継者不足などで農業や農村の崩壊を招きかねない状態

にある。コロナ禍により需要がなくなってきているということで、生産者にはなんの責任もない状態であるのにも関わらず、史上最大の生産調整だそうであるが700万トン以下に抑えよという生産調整がなされて、余っているにも関わらず外国から輸入するというミニマムアクセス米の縮小や中止などには手をつけていない状態である。ミニマムアクセス米は1995年から始まったそうだが、アメリカや中国から余っているのに輸入しているのはおかしい。日本だけがこれを守っているということである。交渉してこれをやめるべきではないかということである。余っている一方で、コロナ禍で食べたくても食べられない人が増えている。それでフードバンクへの提供や学生、生活保護世帯など食べられない人が増えている。日本には備蓄米があり、毎年100万トン程度備蓄している不作の年などのために備蓄しておくためのものだが、5間備蓄してその後家畜の餌などにするそうだが、その備蓄米100万トンをダブっている、余っているお米を政府が買い上げて、そのお米を今言った子供食堂や学生、生活保護世帯など困窮者に届けるという食糧支援制度を実現する。そういったことを請願しているので、アメリカでは過剰の農産物を買って困窮者に届ける特別措置を行っているそうだが、日本は備蓄米を買って増して困窮者に届けるということをしていない。過剰在庫がコロナ禍で生まれた。それによる暴落の被害を農家に押し付けるのはいけないということでこの請願の採択を。

●伊藤副委員長：本件に反対の立場から討論する。近年の食生活の多様化に加え、昨年来の新型コロナウイルス感染症拡大による外食やインバウンド事業の大幅な減少により主食米の販売が激減し、令和3年は全国平均で前年度比約5%米価が下落している状況と認識している。このまま米の在庫が増え、米価の下落が続けば、米作農家の経営へ与える影響は非常に大きく、離農や耕作放棄地の増加も危惧されることから強い対策を願うところではあるが、既に政府に置いて、10月13日頃の発表だと思うが、令和3年度補正予算として新型コロナウイルス感染症拡大の影響による需要減に相当する在庫米15万トンを特別枠としたコロナ影響緩和特別対策を実施し、産地での保管経費や、中食・外食事業者等への販売促進、また子供食堂等生活弱者への提供についても支援する方針を打ち出し、需給の安定に向けた市場環境を迅速に整備している。そのことから本請願の願意は達成されるものと考え、現時点で採択することは反対する。

●藤原委員：請願第8号に反対の立場で討論する。請願文章中、不要な外米、ミニマムアクセス米77万トンの輸入の縮小、中止には手をつけようとしていません、という表現ですが、外国から米を輸入するそもそものきっかけはガット・ウルグアイ・ラウンドだった。ガットGATT関税と貿易に関する一般協定は1947年に日本は貿易摩擦をなくすために最低でも米を輸入しなければならない道を選択している。米の輸入に関税をかけることに関しては当初かなり心配されたが、最低でも輸入しなければならない米の量は関税をかけるほうがかけない場合の半分の量で済むからという理由で細川政権の時に受け入れをしたと記憶している。仮にミニマムアクセス米に手を付ければ完全なる協定違反となり、米以外のものに高い関税が転嫁されることも想定されるため、新居浜市議会としてこの文面で政府に対して意見書を出すことには矛盾を感じることから今回の請願には反対する。

<採決> 賛成少数 不採択

休憩 午前10時46分／再開 午前10時55分

◎建設部関係

◇議案第64号 南小松原団地等の指定管理者の指定について

○神野建設部総括次長（建築住宅課長）：説明

< 質 疑 >

●藤原委員：民間管理になって、現在収納率はどのくらいになっているか。

○神野建設部総括次長（建築住宅課長）：指定管理前の収納率が現年分で97.6%だったが、令和2年度の現年分は99.5%の収納率となっている。

●伊藤謙司委員：4団体が応募されたということだがその4つは内容に差があったのか

○神野建設部総括次長（建築住宅課長）：上位2社については均衡していた。残りの2社は点数的には離れていた。

●井谷委員：管理グループは何人で管理しているのか

○神野建設部総括次長（建築住宅課長）：管理については6人で管理している。修繕などについては市内の白石建設工業とタッグを組んで行っている。

< 討 論 > なし

< 採 決 > 全会一致 原案可決

◇議案第74号 令和3年度新居浜市一般会計補正予算（第8号）

○神野建設部総括次長（建築住宅課長）：説明

< 質 疑 >

●井谷委員：市営住宅管理委託料には、修繕費などは入っているのか。

○神野建設部総括次長（建築住宅課長）：修繕費も全て入っている。

< 討 論 > なし

< 採 決 > 賛成多数 原案可決

休憩 午前11時06分／再開 午前11時07分

◎上下水道局関係

◇議案第73号 新居浜市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○高橋上下水道局次長（企業総務課長）：説明

< 質 疑 > なし

< 討 論 > なし

< 採 決 > 全会一致 原案可決

○閉 会 午前10時10分 閉会

経済建設委員会付託案件表

令和3年12月10日

○農業委員会関係

議案第74号 令和3年度新居浜市一般会計補正予算（第8号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出 第6款 農林水産業費

第1項 農業費

1目 農業委員会費 5・45

○港務局関係

議案第74号 令和3年度新居浜市一般会計補正予算（第8号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出 第11款 災害復旧費

第2項 公共土木施設災害復旧費

3目 港湾施設災害復旧費 6・60

○経済部関係

議案第62号 市有財産の売却について

議案第63号 土地改良事業の施行について

議案第74号 令和3年度新居浜市一般会計補正予算（第8号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出 第6款 農林水産業費 5・6・45~48

（第1項 農業費 1目 農業委員会費を除く）

第7款 商工費 6・48・49

第8款 土木費

第2項 道路橋りょう費

1目 道路橋りょう総務費 渡海船事業特別会計繰出金
. 6・51

第3表 債務負担行為補正 追加

農道維持管理事業 9

議案第75号 令和3年度新居浜市渡海船事業特別会計補正予算（第1号）

. 12~14・78~81

請願第8号 米価の暴落阻止のため過剰在庫の市場隔離と生活困窮者への食料支援を求める意見書の提出方について

○建設部関係

議案第64号 南小松原団地等の指定管理者の指定について

議案第74号 令和3年度新居浜市一般会計補正予算（第8号）

第1表	歳入歳出予算補正中	ページ
歳出	第8款 土木費	6・50~53
	〔第2項 道路橋りょう費 1目 道路橋りょう総務費〕	
	〔渡海船事業特別会計繰出金を除く〕	
	第11款 災害復旧費	
	第2項 公共土木施設災害復旧費	
	2目 現年道路橋りょう災害復旧費	6・59
第2表	繰越明許費補正 追加	8
第3表	債務負担行為補正 追加	
	市営住宅等管理委託料	9
	道路緊急舗装等事業	9
	道路整備事業	9
	一般下水路整備事業	9

○上下水道局関係

議案第73号 新居浜市下水道条例の一部を改正する条例の制定について